

## 社会福祉法人かながわ共同会評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かながわ共同会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で報酬等とは、報酬及び旅費をいう。

- 2 出張とは、評議員が法人業務のため旅行することをいう。
- 3 旅行の種類は、次のとおりとする。

- (1) 県内旅行 神奈川県内における旅行、神奈川県と東京都の区の存する区域との間における旅行及び別表1に規定する指定された地域(以下「指定地域」という。)への旅行をいう。
- (2) 県外旅行は、前項に定める地域を除いた本邦内への旅行をいう。
- (3) 外国旅行は、外国における旅行をいう。

### (評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席し、又はその他法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

- 2 各年度における評議員の報酬等の総額は1,200,000円を超えない範囲内とする。
- 3 評議員の報酬額は、別表2に定める額とする。

### (評議員の旅費)

第4条 評議員が出張したときは、旅費を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は旅費を支給しない。

- 2 旅費の種類は、交通費（鉄道料金、乗船料金、車賃及び航空運賃等）、宿泊費、日当、その他の費用とする。ただし、指定地域への出張の場合は、日当を支給しない。

### (旅費の計算)

第5条 県内旅行及び県外旅行の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 交通費、宿泊費、日当及びその他の費用は、別表3に定める額とする。
- 3 外国旅行の旅費は、その都度旅行内容等を考慮して計算する。

(支給の時期)

第6条 評議員の報酬等は、会議等に出席又は法人業務に従事した都度、支給する。ただし、県外旅行及び外国旅行については、旅費の概算払いをすることができる。この場合は、当該旅行を完了した後速やかに清算しなければならない。

(支給の手段)

第7条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 自家用自動車又はオートバイを使用して出張する場合、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。

2 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程を評議員の報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 社会福祉法人かながわ共同会役員等旅費支給規程（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 旧規程の規定による報酬等で平成29年6月23日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

別表 1 (指定地域)

評議員の自宅の住所	指定地域
神奈川県（相模原市緑区（青根、青野原、青山、太井、小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、鳥屋、長竹、中野、名倉、根小屋、日連、牧野、又野、三井、三ヶ木、吉野、与瀬、与瀬本及び若柳に限る。以下同じ。）、小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡を除く。）内	東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市
相模原市緑区	東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市 山梨県 上野原市、南都留郡道志村
小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡	東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市 静岡県 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡
東京都（島を除く。）	東京都（島を除く。）

別表 2 (報酬額)

金額
日額 20,000 円

別表 3 (旅費の計算)

## 1 交通費

方法	金額
公共交通機関	実費
自家用自動車等	1キロメートルにつき 25 円

	(オートバイは2分の1の額)
--	----------------

2 宿泊費

金 額
実費 (1夜につき 20,000 円以内)

3 日当

金 額
日額 1,000 円

4 その他の費用

金 額
実費 (資料代、駐車料等)